

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令について
(令和8年9月15日公布：政令第279号)

令和8年9月
環境省環境再生・資源循環局

1. 改正の趣旨

第221回国会において成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）を改正し、改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「新法」という。）第6条の2第3項の非常災害廃棄物処理受託者等が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を他人に委託する場合の基準等についての所要の整備を行うとともに、新法第9条の3の3第1項の政令で定める特例の対象施設及び新法第9条の3の4第3項の政令で定める非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定の更新期間等について定めるものである。この他、必要な整備を行う。

2. 改正の内容

（1）非常災害廃棄物処理に係る委託基準について（新第4条及び第4条の3関係）

- 新法第6条の2第3項において、市町村から非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下「非常災害廃棄物処理受託者」という。）は、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の同条第2項の政令で定める基準に従う場合に限り、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができるとともに、当該非常災害廃棄物処理受託者から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者が、一般廃棄物処理計画に従い、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とすることとしているところ、非常災害廃棄物処理に係る委託基準の規定について所要の整備を行う。
- 新法第6条の2第5項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物についても、同条第3項と同様の所要の整備を行う。
- また、新法第9条の3の4において、非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者の指定制度を新設し、指定に当たってはあらかじめ委託先となる処分又は再生が行われる施設が立地する市町村へ通知する旨を規定している。手続きの重複を避けるため、当該指定制度により指定された最終処分場で非常災害廃棄物の処分を行うに当たり施行令第4条第9号イに規定する管轄市町村への通知を不要とすることを併せて行うこととする。

（2）新法第9条の3の3第1項の特例の対象施設について（新第5条の6の2関係）

- 新法第9条の3の3第1項において、同項の非常災害に係る一般廃棄物処理

施設の設置の届出制度につき、当該一般廃棄物処理施設が繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障を及ぼすおそれが少ない一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略し、施行令第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類のみを添えて届け出ることができることとしている。

- 当該政令で定める生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが少ない一般廃棄物処理施設は、非常災害により損壊した建物から生ずる非常災害廃棄物の処理を行うための一般廃棄物処理施設であって、次の各号に掲げる非常災害廃棄物の種類に応じ、当該各号に定める方法により当該非常災害廃棄物の処理を行うものとする。

- 一 廃プラスチック類 切断

- 二 紙くず 破碎

- 三 繊維くず 破碎又は切断

- 四 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 破碎

- 五 コンクリートの破片その他これに類する不要物 コンクリートの破片その他これに類する不要物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において行う分別

(3) 非常災害時最終処分場の更新期間（新第5条の6の4関係）

- 新法第9条の3の4において、都道府県知事は、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため、当該都道府県の区域内の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設であって、同条に掲げる基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができる。当該指定は、同条第3項において、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととしているところ、当該政令において、非常災害時最終処分場の更新期間を5年と定めることとする。

(4) その他

- 条の新設に伴う定義規定の移動や条ずれ等、必要な整備を行う。

3. 施行

令和8年9月16日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
(令和 8 年 9 月 15 日公布：環境省令第 25 号)

令和 8 年 9 月
環境省環境再生・資源循環局

1. 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号。以下「改正法」という。）の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）が改正され、改正法による改正後の廃掃法において新たな措置を設けることに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「施行規則」という。）について次の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 都道府県又は市町村が廃棄物処理業者等と締結する協定の記載事項に係る規定の新設（本省令による改正後の施行規則第 1 条の 2 の 3 第 1 項及び第 1 条の 21 第 1 項関係）
 - ア 協定に参加する者の氏名又は名称
 - イ 非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理の内容
 - ウ 都道府県知事又は市町村長が非常災害廃棄物適正処理業者に対し非常災害廃棄物の処理を求める場合の手続 等
- (2) 都道府県又は市町村が当該都道府県の区域内の市町村等と締結する協定の記載事項に係る規定の新設（本省令による改正後の施行規則第 1 条の 2 の 3 第 2 項及び第 1 条の 21 第 2 項関係）
 - ア 協定に参加する者の氏名又は名称
 - イ 都道府県知事が当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県（市町村長の場合は、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村）に対し非常災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続 等
- (3) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る手続に関する規定の整理（本省令による改正後の施行規則第 5 条の 10 の 5 から第 5 条の 10 の 21 まで関係）
現行の施行規則に規定する廃掃法第 9 条の 3 の 3 関係の条項について、改正法により「非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）」と「特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物」とを区別して規定する必要等が生じたことから、規定の整理を行う。
- (4) 非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定制度に係る申請の手続及び基準に係る規定の新設（本省令による改正後の施行規則第 5 条の 10 の 22 から第 5 条の 10 の 24 まで関係）
 - ア 申請書に記載する事項
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の場所
 - ③ 当該最終処分場の設置の種類
 - ④ 当該最終処分場において処分する非常災害廃棄物の種類

- ⑤ 当該最終処分場に係る廃掃法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可の年月日及び許可番号
- ⑥ 当該最終処分場の埋立容量、残余の埋立容量及び非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量
- ⑦ 申請者の能力に関する事項

イ 申請書に添付する書面及び図面

- ① 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- ② 一般廃棄物最終処分場においては最終処分基準省令第 1 条第 1 項、産業廃棄物最終処分場においては同令第 2 条第 1 項に定める技術上の基準に適合していることを説明する書類
- ③ 当該最終処分場の残余容量の算定の根拠を明らかにする書類
- ④ 非常災害廃棄物の処分に係る体制を明らかにする書類
- ⑤ 非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足る知識を有することを明らかにする書類
- ⑥ 当該最終処分場について廃掃法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類
- ⑦ 当該最終処分場が産業廃棄物最終処分場である場合にあっては、廃掃法第 15 条の 2 の 5 の規定により一般廃棄物処理施設として設置していることを示す書類

ウ 最終処分場の技術上の基準

- ① 一般廃棄物最終処分場においては最終処分基準省令第 1 条第 1 項、産業廃棄物最終処分場においては同令第 2 条第 1 項に定める基準に適合していること。
- ② 非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な残余の埋立容量を有すること。

エ 最終処分場を設置している者の能力の基準

- ① 非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な体制を有すること。
- ② 非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足る知識を有すること。

(5) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例への追加（本省令による改正後の施行規則第 12 条の 7 の 16 関係）

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、都道府県知事に届け出ること、設置許可を受けることなく当該処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができることとしている。

本特例の対象に、廃プラスチック類やゴムくず等の安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（非常災害廃棄物であるものに限る。）及び当該一般廃棄物を処理する安定型最終処分場を追加することとする。

(6) その他所要の措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。）の一部を改正することにより、市町村から非常災害廃棄物の処理を受託した者が、他人に再委託して当該処理を行う場合の基準を施行規則から施行令に移すことに伴い、施行規則第 1 条の 7 の 6 を削る等の措置を講ずることとする。

3. 施行

令和 8 年 9 月 16 日